

議案第 10 号

令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 29 日原案可決

倉浜衛生施設組合議会

議長 柴野比和



令和 6 年 3 月 29 日

原本の写に相違ないことを証明する

令和 年 月 日

倉浜衛生施設組合  
管理者 桑江朝千夫

倉浜衛生施設組合

管理者 桑江朝千夫

## 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）

令和5年度 倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 418,432千円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,682,192 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年 3月29日提出

倉浜衛生施設組合

管理者 桑 江 朝千夫

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2,062,406	0	2,062,406
	1 負担金	2,062,406	0	2,062,406
2 使用料及び手数料		253,434	9,607	263,041
	1 手数料	253,423	9,607	263,030
	2 使用料	11	0	11
3 国庫支出金		310,000	0	310,000
	1 国庫補助金	310,000	0	310,000
4 財産収入		3	12	15
	1 財産運用収入	3	12	15
5 繰入金		279,422	△157,558	121,864
	1 基金繰入金	279,422	△157,558	121,864
6 繰越金		110,431	0	110,431
	1 繰越金	110,431	0	110,431
7 諸収入		352,528	53,307	405,835
	2 預金利子	1	3	4
	3 雑入	352,527	53,304	405,831
8 組合債		732,400	△323,800	408,600
	1 組合債	732,400	△323,800	408,600
歳入	合計	4,100,624	△418,432	3,682,192

## 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		4,488	△70	4,418
	1 議会費	4,488	△70	4,418
2 総務費		382,928	101,839	484,767
	1 総務管理費	381,959	101,839	483,798
	2 監査委員費	969	0	969
3 衛生費		3,169,960	△520,044	2,649,916
	1 清掃費	3,169,960	△520,044	2,649,916
4 公債費		513,248	△157	513,091
	1 公債費	513,248	△157	513,091
5 予備費		30,000	0	30,000
	1 予備費	30,000	0	30,000
歳出	合計	4,100,624	△418,432	3,682,192

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追加)

(単位 : 千円)

款	項	事業名	金額
3 衛生費	1 清掃費	SIS設備用部品購入	2,992
		インバータ(11台)購入	987
		電気計装設備修繕整備 (1号給じん装置インバータ取替)	1,386
		電気計装設備修繕整備 (調節弁分解整備)	8,344
		不燃ごみ粗破碎機修繕整備	19,470

### 第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
建物総合損害共済保険料	令和5年度から 令和6年度まで	15,882
自動車損害保険料	令和5年度から 令和6年度まで	419

## 第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事	422,400	証書借入又は証券発行	年6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	98,600	証書借入又は証券発行	年6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
熱回収施設基幹的設備改造工事	310,000				310,000			
計	732,400				408,600			